

## 入札事務の誤りによる入札の取消しについて

令和 7 年 1 0 月 2 9 日

令和 7 年 9 月 24 日執行の指名競争入札において、誤った予定価格を通知してしまい、入札を取り消しする事案が発生しました。

当町におきましては、今後このような誤りを起こさないよう再発防止の徹底に努めるとともに、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

### 1 経緯等

競争入札に付して発注する建設工事について、当町では請負対象設計金額 5 千万円未満（税込）の建設工事に関して、予定価格の事前公表を行っています。

このたび、令和 7 年 9 月 24 日実施の指名競争入札で、指名業者に入札案内を通知（以下「指名通知」という。）した際、下記 2 件の建設工事について誤った予定価格を通知してしまい、公正な入札執行ができなかったことから、当該指名競争入札を取消しすることとしました。

#### 対象の入札案件

- (1) 大崎上島町本庁舎及び宿直棟照明 LED 改修工事
- (2) 外表建設海岸消波ブロック設置工事

### 2 原因

現在、総務課行政係にて入札案件をとりまとめ、業者ごとに該当案件の指名通知を行っています。指名通知は内部決裁を経て執行しますが、決裁後、各業者宛に個別の指名通知を作成し郵送するまでの事務は担当者任せとなっており、組織として郵送前の最終段階での確認を怠っていました。

その結果、各業者宛の指名通知を作成する段階で、入札案件とその予定価格とに齟齬があったことを見過ごし、そのまま郵送をしてしまいました。

### 3 再発防止

通知の内容に誤りがないか、組織として必ず複数人での確認を行い、再発防止の徹底に努めてまいります。